

資料番号	5
------	---

令和3年12月8日
課名 土木建築局 都市環境整備課
担当者 課長 樋口
内線 4124

「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」の改正について

1 要旨・目的

県条例「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」の改正案の概要等について、8月及び11月に意見募集を実施した結果を踏まえ、12月定例会に本条例の改正案を上程する。

2 現状・背景

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じるため、都市計画法（以下「都計法」という。）が改正された。（R2.6.10公布，R4.4.1施行）

3 意見募集の概要

(1) 実施主体

広島県土木建築局都市環境整備課

(2) 意見募集期間

内容	意見募集期間
①改正案に関する意見募集	令和3年8月20日（金）～9月21日（火）
②50戸連たん制度指定区域図についての意見募集 （府中市，府中町，熊野町）	令和3年11月19日（金）～11月30日（火）

(3) 場所

WEBにより意見募集

(4) 意見募集結果

①及び②ともに意見無し

4 スケジュール

令和3年12月 議案提出
令和4年4月1日 条例施行

5 その他

都市計画法の改正に伴い、開発行為等の許可の基準に関する国の技術的助言が示されたことを踏まえ、県の運用基準の見直しを行う。

参考関連情報等

(1) 条例改正の主な内容等

主な改正内容		備考
国の法改正等に基づく事項	<p>「50 戸連たん制度」及び「市街化を促進する恐れがない開発行為等」の適用区域から災害レッドゾーン及び浸水ハザードエリア等を除外する。</p> <p>※県条例適用 6 市町 (府中市, 大竹市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町)</p>	<p>【災害レッドゾーン】 災害危険区域, 地すべり防止区域, 土砂災害特別警戒区域, 急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>【浸水ハザードエリア等】 浸水想定区域 (洪水等により人命等に危害が生じるおそれがある区域に限る), 土砂災害警戒区域, 溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域等</p> <p>【根拠】 改正都市計画法施行令第 29 条の 9, 10, 第 36 条第 1 項第 3 号ハ</p>
県の都市計画区域マスタープラン等に基づく事項	<p>条例により「50 戸連たん制度」の適用を受けている 3 市町 (府中市, 府中町, 熊野町) について, 各市町の都市計画マスタープランと整合が図られかつ現状で連たん性を形成している区域に縮小し, 明示する。</p>	<p>※これまでは, 市街化区域との境界から 1k m以内の区域を適用区域としてきた。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の都市計画区域マスタープラン (市町の実情に応じた必要最低限の運用) ・改正都計法に基づく国の技術的助言

※独自で条例を制定している 6 市 (呉市, 三原市, 尾道市, 福山市, 東広島市, 廿日市市) については, 各市で条例改正を行う。

(2) 国の技術的助言に基づく県の運用基準に定めた内容

技術的助言に基づき, 除外が不要な対象区域

次の区域で, 右記のいずれかによるもの	内容
災害レッドゾーン及び浸水ハザードエリア等	指定が解除されることが決定している区域又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる区域
	同等以上の安全性が確保されると認められる土地の区域
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画に定められた避難場所への確実な避難が可能な土地の区域
	土砂災害を防止し, 又は軽減するための施設の整備等の防災対策が実施された土地の区域
浸水想定区域	同等以上の安全性が確保されると認められる土地の区域
	洪水等が発生した場合に水防法に基づき市町村地域防災計画に定められた避難場所への確実な避難が可能な土地の区域
	開発許可等に際して制限又は条件として安全上及び避難上の対策の実施を求めることとする旨を, 条例や審査基準等において明らかにした土地の区域
	同等以上の安全性が確保されると認められる土地の区域